

訪問看護
重要事項説明書

【斉藤病院訪問看護ステーション】

訪問看護重要事項説明書

この訪問看護重要事項説明書は、利用者が、介護保険制度に基づく訪問看護および介護予防訪問看護、ならびに医療保険制度に基づく訪問看護を利用するにあたり、利用者またはその家族に対し、事業者の事業運営規程の概要や訪問看護従事者などの勤務体制等、利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記したものです。

1. 事業者の概要

(1) 法人

法人名	医療法人 豊寿会
法人の所在地	愛知県豊田市四郷町森前南 33-10
代表者	理事長：齊藤 伸一郎
代表番号	Tel：0565-44-0033 Fax：0565-44-0071

(2) サービス提供事業所

事業所名	齊藤病院訪問看護ステーション
事業所の所在地	愛知県豊田市四郷町森前南 33-10
管理者	田辺 貴子
電話番号	Tel：0565-47-2320 Fax：0565-47-2321
介護保険指定事業者番号	2363090511
医療機関コード	3090511
サービスを提供する地域	豊田市（井郷、猿投、猿投台、藤岡南、保見、石野、藤岡、小原の中学校区） それ以外の地域は、要相談とする。

(3) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日 営業時間 9：00～17：00
休業日	土曜日、日曜日、国民の祝日、12月29日～1月3日 その他、齊藤病院に準ずる

(4) 事業の目的と運営方針・業務内容

<事業の目的>

訪問看護及び介護予防訪問看護の事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、訪問看護のサービス提供従業者等が、要介護状態（介護予防にあたっては要支援状態）にあり、主治医が必要性を認めた利用者に対し、適正な事業の提供を目的とします。

<運営方針>

1. 訪問看護の提供にあたって、事業所のサービス提供従業者等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援します。
2. 介護予防訪問看護の提供にあたって、事業所のサービス提供従業者等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、心身の機能の維持回復を図り、生活機能の維持または向上を目指します。
3. 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

<事業内容>

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事および排泄等日常生活の世話
- ④ 床ずれの予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ 認知症患者の看護
- ⑦ 療養生活や介護方法の指導
- ⑧ その他医師の指示による医療処置

(5) 従業者の業務内容

職種	業務内容
管理者	サービス提供従業者の管理、また、訪問看護の利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行います。 当事業所の従業者に、厚生省令で定められた訪問看護の人員基準および運営に関する基準を遵守させるために、必要な指揮命令を行います。
看護師	看護師は、主治医より訪問看護指示書を受け、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、訪問看護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容などを記載した訪問看護計画を作成し、利用者にもその内容を説明し、看護業務に従事します。また、指定訪問看護のご利用の申し込みに係る調整、サービス提供従業者に対する技術指導などサービスの内容の提供および管理を行います。
理学療法士	理学療法士は、主治医より訪問看護指示書を受け、訪問看護の一環として、リハビリテーションが中心としたものである場合、看護職員の代わりに理学療法士が行います。また、訪問看護（訪問リハビリ）計画及び報告書を看護職員と共同作成し、リハビリテーションを担当します。

(6) 事業所の職員体制

職種	資格	常勤	非常勤	計
管理者	看護師	1名	0名	1名
看護職員	看護師	2名	1名	3名
理学療法士等	理学療法士	0名	1名	1名

2. サービス内容

事業者は、利用者の主治医の指示および訪問看護契約に基づき、サービス提供従業者が利用者の居宅を訪問して、訪問看護サービスを実施します。

3. 利用料金

利用料金は、国からの報酬改定により料金に変更される場合があります。

<介護保険での料金>

- ・ 原則として、料金表の利用負担金が利用者負担額となります。

- ・ 豊田市の地域区分は3級地のため、1単位の単価が11.05円です。
- ・ 営業地域内の場合は、交通費利用者負担はありません。

※利用者負担額減免を受けている場合は、減免率に応じた負担額になります。

※営業地域外の場合は、ご自宅～斉藤病院の往復距離で計算させていただき、1kmにつき10円として請求させていただきます。

<介護保険での料金>

下記の料金内容は、個人負担割合に応じて異なります。

サービス内容に関しては、利用者に応じて異なります。

(令和6年6月診療報酬改定時点)

サービス内容	サービス提供時間	料金(介護) 10割	料金(介護予防) 10割
訪問看護 I 1	20分未満	3,469円 (314単位)	3,348円 (303単位)
訪問看護 I 2	30分未満	5,204円 (471単位)	4,983円 (451単位)
訪問看護 I 3	30～60分未満	9,094円 (823単位)	8,773円 (794単位)
訪問看護 I 4	60～90分未満	12,464円 (1,128単位)	12,044円 (1,090単位)
訪問看護 I 5 (理学療法士等による訪問)	20分	3,248円 (294単位)	3,138円 (284単位)
訪問看護 I 5 (理学療法士等による訪問)	40分 訪問看護 I 5×2	6,497円 (588単位)	6,276円 (568単位)
訪問看護 I 5 (理学療法士等による訪問)	60分 訪問看護 I 5×3	9,746円 (882単位)	9,414円 (852単位)
初回加算 (I)	初回導入時	3,500円 (350単位)	3,500円 (350単位)
初回加算 (II)	初回導入時	3,000円 (300単位)	3,000円 (300単位)

<医療保険での料金>

- ・ 医療保険利用の場合、交通費等は保険適応外のため自費にて請求させていただきます。

ご自宅～斉藤病院の往復距離で計算させていただき、1kmにつき10円として請求させていただきます。

下記の料金内容は、保険の種別に応じて個人負担額が異なります。

サービス内容に関しては、利用者に応じて異なります。

(令和6年6月診療報酬改定時点)

イ) 看護師、助産師、保健師による訪問

ロ) 准看護師による訪問

ハ) 専門の研修(悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア、褥瘡ケア、人工肛門ケア及び人工膀胱ケア)を受けた看護師を受けた看護師が他の訪問看護ステーション/医療機関の看護師/准看護師と共同して訪問した場合(月1回を限度として算定。)

ニ) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問

サービス内容	サービス提供時間	料金 (10割表示)
訪問看護 基本療養費(Ⅰ)イ	30～90分未満 週3日目まで	5,550円 (555単位)
訪問看護 基本療養費(Ⅰ)イ	30～90分未満 週4日目以降	6,550円 (655単位)
訪問看護 基本療養費(Ⅰ)ロ	30～90分未満 週3日目まで 准看護師による訪問	5,050円 (505単位)
訪問看護 基本療養費(Ⅰ)ハ	月に1回	12,850円 (1,250単位)
訪問看護 基本療養費(Ⅰ)ニ	30～90分未満 理学療法士等による訪問	5,550円 (555単位)
訪問看護 基本療養費(Ⅱ)イ	30～90分未満 週3日目まで 同一建物、同日2人	5,550円 (555単位)
訪問看護 基本療養費(Ⅱ)イ	30～90分未満 週4日目以降 同一建物、同日2人	6,550円 (655単位)

訪問看護 基本療養費（Ⅱ）イ	30～90分未満 週3日目まで 同一建物、同日3人以上	2,780円 (278単位)
訪問看護 基本療養費（Ⅱ）イ	30～90分未満 週4日目以降 同一建物、同日3人以上	3,280円 (328単位)
訪問看護 基本療養費（Ⅱ）ロ	30～90分未満 週3日目まで 准看護師による訪問 同一建物、同日2人	5,050円 (505単位)
訪問看護 基本療養費（Ⅱ）ロ	30～90分未満 週4日目以降 准看護師による訪問 同一建物、同日2人	6,050円 (605単位)
訪問看護 基本療養費（Ⅱ）ロ	30～90分未満 週3日目まで 准看護師による訪問 同一建物、同日3人以上	2,530円 (253単位)
訪問看護 基本療養費（Ⅱ）ロ	30～90分未満 週4日目以降 准看護師による訪問 同一建物、同日3人以上	3,030円 (303単位)
訪問看護 基本療養費（Ⅱ）ハ	月に1回	12,850円 (1,250単位)
訪問看護 基本療養費（Ⅱ）ニ	30～90分未満 理学療法士等による訪問 同一建物、同日2人	5,550円 (555単位)
訪問看護 基本療養費（Ⅱ）ニ	30～90分未満 理学療法士等による訪問 同一建物、同日3人以上	2,780円 (278単位)
訪問看護 基本療養費（Ⅲ）	入院中に一時外泊し 訪問看護を利用 月に1回もしくは2回	8,500円 (850単位)
訪問看護 管理療養費2	月の初回の訪問日	7,670円 (767単位)

訪問看護 管理療養費 2	月の 2 日目以降の訪問日	2,500 円 (250 単位)
-----------------	---------------	---------------------

4. 訪問看護計画

- (1) 事業者は、利用者の日常生活の状況および希望を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。事業者はこの「訪問看護計画」を作成した場合は、利用者またはその家族に説明をします。
- (2) 事業者は、利用者がサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合は、速やかに「訪問看護計画」の変更等の対応を行います。

5. サービス提供の記録

事業者は、利用者の訪問看護の訪問看護実施記録簿を作成し、この契約の終了後も 5 年間保管します。

なお、サービス提供時にはサービス提供従業者が記録する時間も含まれます。利用者およびその家族は、申出をすることで、訪問看護実施記録簿を当該事業所の営業時間内に閲覧することが可能です。(齊藤病院の規定に準じて対応いたします。)

6. サービス提供時の物品について

必要に応じて、サービス提供時に使用するタオル・ドライヤー・おむつ・寝衣・ディスポ手袋・新聞紙等は利用者またはその家族に準備していただきます。また使用する際には、紛失・損傷・破損しないように注意いたします。

7. サービスの利用方法

事業所職員がご自宅へ伺い、契約を結び、主治医が交付する訪問看護指示書に基づきサービスの提供を開始いたします。

8. サービスの提供方法

事業者は、訪問看護に係る本紙（重要事項説明書）への同意を利用者またはその家族から得て、利用者と事業者との間で訪問看護の提供に係る契約（以下「訪問看護契約」と表記します。）を締結した後、「運営方針」の下、訪問看護サービスを提供します。

9. 緊急時の対応方法

サービス提供中に利用者の容態に変化等があった場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、サービス提供従業者等は速やかに主治医、救急隊、ご家族、居宅介護支援事業所などへ連絡するなどの必要な措置を行います。

10. 事故発生時の対応

事故が発生した場合は、事業所で定められているマニュアルに従い対応させていただきます。

事業所は、「事故発生時対応マニュアル」を作成し、責任者を定めておくとともに、事故防止策・安全対策を職員に周知徹底します。

11. 相談・要望・苦情などの窓口

訪問看護サービスに関する相談、要望、苦情などはサービス提供従業者または下記窓口へお申し出ください。

【相談・要望・苦情】

(1) 窓口<齊藤病院訪問看護ステーション>

電話番号：0565-47-2320 Fax：0565-47-2321

受付時間：月曜～金曜日 9：00～17：00

担当：管理者

※営業日及び営業時間に準じます

窓口<医療法人 豊寿会 齊藤病院>

電話番号：0565-44-0033 Fax：0565-44-0071

受付時間：月曜～金曜日 8：30～18：45 土曜日 8：30～11：45

担当：苦情相談窓口 担当者

※病院営業日及び営業時間に準じます

(2) 公的相談窓口

① <豊田市役所 介護保険課>

電話番号：0565-34-6961

② <愛知県国民健康保険団体連合会 介護福祉課>

電話番号：052-971-4165

(3) 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無：未実施

12. 情報開示について

利用者またはその家族がサービス提供記録の開示を求められる場合はその旨をサービス提供従業者または相談窓口までお申し出ください。

13. 医療費控除について

訪問看護サービスの提供を受けた場合、その介護費用については確定申告の医療費控除の対象となります。

確定申告の際には領収書が必要となりますので大切に保管してください。

14. 医療処置材料費について

処置材料の準備ができない方は、担当者にご相談ください。

15. 感染予防に関する配慮について

利用者を感染から守るため、またはサービス提供従業者が感染を媒介しないために、手指衛生（手洗い・手指消毒）、防護用品（マスク・手袋・エプロンなど）、環境整備、機材の管理、医療廃棄物の処理方法などの対策を採らせていただきます。

16. 駐車について

法人所有車で各家庭に訪問します。駐車場の確保にご協力をお願いいたします。

※諸事情で駐車場が確保できない場合は、事前にご相談ください。

17. 個人情報の取扱いについて

(1) 守秘義務

事業者は、その職員または職員であった者が、訪問看護を提供する上で知り得た利用者またはその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏洩しないように、必要な措置を講じます。契約が終了した後も同様といたします。

(2) 個人情報の取扱い

事業者は、利用者またはその家族等の個人情報は、「個人情報の保護に関する法

律」その他関連法令を遵守して適切に取り扱います。

その他、齊藤病院訪問看護ステーション「個人情報保護マニュアル」に準じます。

18. 契約期間について

(1) 介護保険適応の場合

訪問看護契約の契約期間は、訪問看護契約で定めた日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

契約期間の満了により、訪問看護契約は終了となります。ただし、契約期間満了日まで、利用者から事業者に対して、契約終了の申出がない場合は、同一の条件で契約は自動更新されるものとします。なお、契約の取扱いは更新後も同様といたします。

(2) 医療保険適応の場合

訪問看護契約の契約期間は、訪問看護契約で定めた日から利用者の医療保険の給付対象有効期間までとします。

19. 契約の終了について

(1) 訪問看護契約の当然終了

契約期間中であっても、訪問看護契約は次に掲げる事由によって当然に終了となります。

- ① 利用者の要介護状態区分が、自立「非該当」と判定された場合
- ② 主治医が訪問看護の必要性がないと認めた場合
- ③ 利用者が介護老人福祉施設、介護老人保健施設もしくは療養病床に入所または入院した場合
- ④ 利用者が認知症対応型共同生活介護の利用を開始した場合
- ⑤ 利用者が死亡した場合
- ⑥ 事業所の滅失または重大な毀損により、訪問看護の提供が不可能となった場合
- ⑦ 事業所が介護保険法に基づきその指定を取り消された場合

(2) 利用者の契約解除による終了

利用者またはその家族は、事業者に対し、訪問看護契約を終了させる日から起算して1ヶ月前までに契約解除の申出をすることにより、契約を終了させることができます。

ただし、利用者またはその家族は、次に掲げるいずれかの場合には、契約解除の

申出により、直ちに本契約を終了させることができます。

- ① 利用者が入院した場合
- ② 事業者が訪問看護契約に定めるその義務に違反した場合
- ③ その他やむを得ない事由がある場合

(3) 事業者の契約解除による終了

事業者は、次に掲げるいずれかの場合には、訪問看護契約を解除することができます。

- ① 利用者が利用料等の支払いを2ヶ月以上遅滞し、事業者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、その期間内に支払いをしなかった場合
- ② 利用者またはその家族などが、事業者やサービス提供従業者に対して、本契約を継続し難いほどの迷惑行為・背信行為を行った場合
- ③ 利用者またはその家族などが、事業者やサービス提供従業者に対して本契約を継続し難いほどのハラスメント行為（身体的暴力、精神的暴力、セクシャルハラスメント、その他ハラスメント）を行った場合

(4) その他の事由

天災（台風・地震・津波・積雪・凍結・豪雨）等の災害で、特別警報・暴風警報が発令された場合に、事業者の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合

または、上記の理由によりサービスを中止・中断とする場合

20. 業務継続に向けた取り組み（BCP）について

- (1) 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画（BCP）」という。）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 事業者は、サービス提供従業者に対し、業務継続計画（BCP）について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 事業者は、定期的に業務継続計画（BCP）の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

21. 損害賠償について

事業者は、訪問看護のサービス提供に伴い、事業者の責めに帰すべき事由によ

り、利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

ただし、事業者に故意・過失がない場合はこの限りではありません。

また、利用者の重過失によって当該事故が発生した場合は、事業者が負う損害賠償額は減額されます。

事故発生時には、規程に従い報告をいたします。

22. 虐待防止について

事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、以下の措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（以下、「虐待防止委員会」と表記します。）を定期的に開催し、サービス提供従業者にその内容の周知徹底を図ります。
虐待防止委員会は、医療法人豊寿会 斉藤病院と同一とします。
- (2) 虐待防止マニュアルを整備します。（虐待防止・身体拘束マニュアルとします。）
- (3) サービス提供従業者に対して、虐待防止のための研修を定期的に行います。
（医療法人豊寿会 斉藤病院と同一に行う研修とします。）

23. 身体拘束について

事業者は、サービス提供にあたり身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為をいたしません。

ただし、利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

ただし書きの規定に基づき身体的拘束等の行為を行った場合には、事業者は直ちに、その日時・対応・利用者の心身の状況・緊急やむを得なかった理由、当該行為を必要と判断した職員および当該行為を行ったサービス提供従業者等の氏名、その他必要な事項について、サービス提供記録書等に記録いたします。

また、事業所は身体拘束等に関して、以下の措置を講じます。

- (1) 身体拘束委員会（以下、「身体拘束委員会」と表記します。また、身体拘束委員会は「虐待防止委員会」と兼務とします。）を定期的に開催し、サービス提供従業者にその内容の周知徹底を図ります。
- (2) 身体拘束マニュアルを整備します。（虐待防止・身体拘束マニュアルとします。）
- (3) サービス提供従業者に対して、身体拘束のための研修を定期的に行います。
（医療法人豊寿会 斉藤病院と同一に行う研修とします。）

24. その他留意事項

- (1) 事業者は、サービス提供従業者等の質的向上を図るための研修の機会を以下の通

り設けることとする。

① 採用時研修 採用後 6 ヶ月以内

② 継続研修 年 2 回

(2) この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人豊寿会 斉藤病院訪問看護ステーションの運営規程に基づいて定めるものとします。

私は、本書面により事業者から訪問看護についての重要な事項の説明を受けました。

説明日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

管理者 _____

説明者氏名 _____

【利用者】

住 所 _____

氏 名 _____

【署名代行者（代理人）】

私は本人の契約意思を確認し署名代行いたしました。

続 柄 _____

代行理由 _____

住 所 _____

氏 名 _____

【利用者家族】

住 所 _____

氏 名 _____

【事業者】

愛知県豊田市四郷町森前南 33-10

医療法人豊寿会

理事長 齊藤 伸一郎 ㊞

【事業所】

愛知県豊田市四郷町森前南 33-10

医療法人豊寿会 齊藤病院訪問看護ステーション

(指定事業所番号 2363090511)

